

令和5年度第3回香川県感染症対策連携協議会（書面開催）議事録

1 日時

令和6年1月15日（月） 書面開催

2 議題

(1) 香川県感染症予防計画（素案）に係るパブリック・コメントの実施等について

(資料1、資料2、資料3)

(2) 病床確保に係る数値目標の取扱いの変更について

(資料4)

(3) 香川県感染症予防計画（案）について

(資料5、資料6)

(4) 高松市感染症予防計画（素案）について

(資料7)

3 各委員からの書面による意見とそれに対する事務局の対応

(1) 香川県感染症予防計画（案）について

(委員)

県予防計画（案）では、これまでの感染状況を踏まえて必要となる病床数や医療機関数の目標を掲げている。また、今後、各医療機関等との協定締結を進めていくと聞いている。計画策定後は、関係医療機関等との協議を着実に進め、早期に計画している病床数などを確保できるよう努めていただきたい。

(事務局)

県予防計画で設定した数値目標を達成できるよう、今後、各医療機関と協定締結に向けた協議を進めていく。

(委員)

パブリック・コメントでの意見なども確認した。色々な指摘もあると思うが、現場で立会い、また、対面していく上で、余裕をもって目標数値を設定することは良いことであるが、現実的に厳しい。原因不明の症状に対応する施策であることから現行の予防計画（案）で進めていき、今後、柔軟に対応していくようにすることが大切と考える。

(事務局)

いただいたご意見を、今後の検討に生かしていきたい。

(委員)

3ページ第16(3)において、保健所や環境保健研究センターの機関としての位置づけと、それぞれ十分な役割を果たせるよう体制整備や人材育成に取り組む旨の記載がある。意味はくみ取れるが、分かりにくいいため、文章の表現を修正してはどうか。

(参考) 県予防計画(案)の該当箇所

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

6 県及び市町の役割

(3) 県及び高松市は、保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、環境保健研究センター等(地域保健法第26条に規定する業務を行う同法第5条第1項に規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関)をいう。以下同じ。)は県内における感染症検査の技術的・専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれが十分な役割を果たせるよう体制整備や人材育成等の取組みを計画的に行う。

(事務局)

ご意見を踏まえ、以下のとおり、文章を修正する。

○修正案

(3) 保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、環境保健研究センター等(地域保健法第26条に規定する業務を行う同法第5条第1項に規定する地方公共団体の機関(当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関)をいう。以下同じ。)は県内における感染症検査の技術的・専門的な機関として、それぞれが十分な役割を果たせるよう、県及び高松市は、体制整備や人材育成等の取組みを計画的に行う。

(2) 高松市感染症予防計画（素案）について

(委員)

今回、市予防計画（素案）が示されたが、高松市は県内人口の約4割を占めるうえ、中心部には人口の集中が見られ、感染症対応において、高松市の対策は極めて重要であると考える。このため、県予防計画と整合性を取りつつ、実際の感染症対応に当たっては、県と十分な連携をお願いする。

(事務局)

いただいたご意見を高松市に伝えるとともに、県においても、高松市との連携に努める。

(委員)

23 ページ第12 1 (1) の病原体等の検査の実施体制に係る数値目標について、県予防計画（案）では、県全体の件数の内訳（環境保健研究センターと医療機関等）を記載しているが、市予防計画（素案）にはその記載がなく、環境保健研究センター及び医療機関等を合算したものと思われる。内訳を記載しないのであれば、合算している旨の注釈を入れた方が分かりやすいのではないか。

(参考) 市予防計画（素案）の該当箇所

第12 感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項

1 目標値の設定

(1) 病原体等の検査の実施体制（第4 関連数値目標）

項目	目標値	
	流行初期(発生公表後3 か月まで)	流行初期以降(発生公表後6 か月まで)
検査の実施能力	1 1 2 件/日	1, 3 9 3 件/日

(事務局)

いただいたご意見を高松市に伝えることとする。

(委員)

23 ページ第12 1 (1) の病原体等の検査の実施体制に係る数値目標について、流行初期は3 か月までと定義しているが、流行初期の目標検査実施能力(件/日)は、発生公表から1 か月までに到達する検査数であるため、県予防計画（案）では注釈(発生公表後1 か月以内に立ち上げ)を入れている。3 か月までに到達する検査数と誤解されないよう、市予防計画にも注釈を入れてはどうか。

(事務局)

いただいたご意見を高松市に伝えることとする。